

文部科学省

令和3年度産学官連携支援事業委託事業

「コア技術等からインパクトある事業化を果たす
ための知的財産戦略のあり方に関する調査」
調査報告書

令和4年3月

特許業務法人 志賀国際特許事務所

目次

1. 事業の目的	3
2. 事業の実施スケジュール	3
3. 事業の内容	4
(1) 既存・新規プロジェクトの知的財産戦略に係る調査・分析	5
(2) 終了評価地域におけるプロジェクトの知的財産戦略に係る調査・分析	5
(3) 知的財産戦略のあり方の調査・分析	6

最終頁 13

1. 事業の目的

文部科学省では、知的クラスター創成事業、地域イノベーション戦略支援プログラム等により、地域の大学等が保有する特徴ある研究開発資源（以下、「コア技術等」という。）を核とした地域構想に基づく地域科学技術振興を推進してきた。

これらの施策により、地域においては、主に中小企業・ベンチャー企業等による事業化・商品化を出口とするプロジェクトが推進され、多くの成果が創出されてきた。しかし、それぞれの市場規模は必ずしも大きくはなく、グローバルに展開出来る様な社会的インパクトをもたらす成功事例は限られていた。その要因として、平成26年8月に地域科学技術イノベーション推進委員会が取りまとめた報告書では、「地域がグローバル型の科学技術拠点に成長するには、地域が自らの国際的なポジショニングを認識することや、ターゲットとする市場を捉えた上での知的財産戦略を十分検討することが必要」といった指摘がなされている。

文部科学省では平成28年度より、コア技術等を有する地域において、コア技術等の性質等を踏まえて、事業化を支える人材及びそのチームを設置し、様々な外部環境・内部環境分析を踏まえて事業化戦略・計画を作成し、関係者が一丸となって各プロジェクトを遂行する優れた取組を支援する「地域イノベーション・エコシステム形成プログラム」（以下、「プログラム」という。）を開始している。

本委託調査では、プログラムにおいて平成29・30年度及び令和元年度の公募で採択された17地域（以下、「プログラム支援対象地域という。」）を初めとしたコア技術等を保有する地域における取組をモデルとして調査・分析を行い、コア技術等を核に国際的にも競争力を有するインパクトある事業化の成功事例を創出する際に必要となる、ターゲットとする市場における最適な知的財産戦略のあり方について調査・分析を行うことを目的とする。

2. 事業の実施スケジュール

以下のような実施スケジュールで事業を実施した。各区分における実施内容の詳細は、「3. 事業の内容」に示す。

上記事業では、中間対象地域に関しては、書面評価会、面接評価会、最終評価会の各委員会に出席した。また、終了対象地域に関しては、終了評価会に出席した。さらに、各委員会、評価会の準備として文部科学省担当部署（以下、「担当部署」という。）と打ち合わせを行った。詳細の日程は以下のとおりである。

けるプロジェクトの知的財産戦略のあり方に関する調査・分析」を、今年度支援終了対象となる10地域に対して行い、その結果をとりまとめて担当部署へ報告した。

そして、それらの結果を踏まえつつ、支援対象地域の取組等をモデルとして、コア技術等からよりインパクトのある事業化を果たすに当たって必要となる、「(3) 最適な知的財産戦略のあり方」を調査・分析し、とりまとめた。

なお、(1)～(3)の業務を実施するに当たっては、その業務の詳細について担当部署と十分に協議の上実施した。

(1) 既存・新規プロジェクトの知的財産戦略に係る調査・分析

随時、外部環境等の変化や開発・事業化の進捗状況を踏まえ、必要に応じて知的財産戦略の強化や見直し等を図っていくこと、また、プロジェクトの推進によって得られる知見・ノウハウを活かし継続的に成功事例を創出していくためには、新たに成功事例を創出することができるコア技術等を発掘し、当該コア技術等から創出しようとする事業を適切に保護しうる知的財産戦略の策定・具現化を図っていくこと、が重要である。このような観点から、プログラム支援対象地域の取組等をモデルとして、以下①及び②の調査・分析を実施し、担当部署へ書面及び口頭にて報告を行った。

①成功事例創出に向けた既存プロジェクトの進捗確認

②新規プロジェクトの継続的な発掘・実施

なお、中間評価対象となる令和元年度採択地域（1地域）（以下、「中間評価地域」という。）及び終了評価対象となる令和元年度採択地域（1地域）については、担当部署又は担当部署から本業務以外の業務委託を受けた機関が開催する調査委員会及び評価委員会（書面評価会、面接評価会及び最終評価会）に出席し、上記①の結果の報告を行った。

上記①及び②の業務を実施するに当たり、以下（i）～（iv）の知的財産に関する調査・分析を実施し、より良い知的財産戦略を構築できる可能性を有する地域に係る情報を報告する。

（i）プログラム支援対象地域の大学等のコア技術等及び競合他者技術の特許マクロ分析

（ii）保有する特許ポートフォリオの分析及びその強化に向けての提案

（iii）他者の特許等の調査

（iv）知的財産調査・分析のまとめ

(2) 終了評価地域におけるプロジェクトの知的財産戦略のあり方に関する調査・分析

コア技術等を有する地域が、社会的インパクトのある事業化の成功事例を創出するためには、プログラム支援対象地域が常にターゲットとなる市場における競合技術・代替技術に関する知的財産調査・分析を行い、コア技術等の競争優位性を確保するための知的財産戦略を策定し、事業化を推進していくことが重要である。このような観点から、令和3年度にプログラムの終了評価地域となる平成29年度採択地域（10地域）（以下、「終了評価地域」という。）の取組等をモデルとして、「終了評価地域の取り組みに関する知的財産戦略の妥当性調査報告書」（以下、「終了評価報告書」という。）をとりまとめた。

(3) 知的財産戦略のあり方の調査・分析

受託者は、プログラム支援対象地域の取組等をモデルとして調査・分析等を行い、必要に応じて追加的なヒアリング等を行いつつ、(1)、(2)等を通じて行った全評価地域に対する調査・分析の結果を踏まえて共通する特徴や改善点等を抽出し、大学等のコア技術等からよりインパクトのある事業化を果たすに当たって必要となる、最適な知的財産戦略のあり方を以下に述べる。

ア. 中間評価地域及び3年目終了評価地域について

いずれの地域においても、知財の権利化と、地域イノベーション・エコシステム形成プログラムでの活動を通して得られた知財を含む成果を活用した企業との関係構築とが進められていることが確認できた。

一方で、知財の権利化においては、多角的・面的に知財権の取得が進められているものの、具体的に進める事業で実際に活用される知財がどれなのか、必ずしも明らかではない点が見受けられた。言い換えれば、具体的に進める事業との関係で、取得する知財権の選択と集中について検討の余地があるのではないかと考えられる点が認められた。多角的・面的に知財権を取得することで、他者の排除効を強力なものとし、自身が進める事業の選択の幅を広げることに繋がるが、その一方で予算や人的資源に限られる初期段階において、グローバルな知財権の獲得や、知財権に関する侵害予防調査も重要であり、それらに資源を投入することとのバランスを見定めることも重要である。

また、企業との関係構築についても、多くの企業と関係構築を図ることは、事業成功の確率を高めることにもなり得るが、その一方で知財権の契約関係が複雑になり事業化を進める際の障害になる可能性もある。また、企業それぞれの製品開発に適合した研究支援をしていくことで資源の分散に繋がる可能性もある。

プログラム開始から3年目ということで、開始からの期間が僅かのところ難しい面もあるが、注力する事業、コアとなる企業の絞り込みを行い、知財権取得の方向性を見定めることも重要である。

イ. 終了評価地域について

終了評価地域の10地域いずれも、ベンチャー企業の設立や企業への技術移転を通して、エコシステム形成に向けたロードマップに従った成果が見られている。2つの終了評価地域では、既に一定規模のライセンス収入が発生しており、今後も継続的なライセンス収入が見込まれる。また、ライセンス収入を原資とした次の事業課題の解決やベンチャーを育成支援する仕組みを構築した活動、開発・権利化されたコア技術をベースとして新たな技術分野への展開、様々な事業分野での企業との提携・企業からの資金獲得に繋がっており、既に地域エコシステムが形成されていると評価できる。これらの地域で順調にエコシステム形成に繋がった要因としては、採択時においてある程度コア技術が確立されていたことが大きな要因として挙げられるが、知財・市場それぞれに係る外部専門家も含めた事業プロデュース体制が確立されていたこと、事業プロデューサーや大学知財・大学TLOなども参画して、技術移転先の探索や契約交渉に取り組む体制となっていたことも大きな要因として挙げられる。

他の終了評価地域においても一部ライセンス収入が得られ始めている地域や、現時点でライセンス収入の実績はないものの、設立したベンチャー企業や協力企業との間での取り決めがなされており、来年度以降のライセンス収入などの知財収入が見込める状態にある地域が多くみられた。

知財に関する人的資源については、各終了評価地域ともバランスが取れた配分をしているとともに、国内出願・権利化、海外出願・権利化に多くのリソースを割いていることが共通していた。また、一部の終了評価地域を除いてライセンス・契約関係に多くのリソースを割いていた。残りの一部の終了評価地域については、ライセンス・契約関係に人的資源を割けていなかったことだけが要因ではないと考えられるが、終了評価時点で、ライセンス・契約関係に多くの人的資源を割いていた地域と比較して、企業との提携の進捗、ライセンス収入などの知財収入獲得に向けた契約締結の進捗が相対的に進んでいなかった。いくつかの終了評価地域では、プログラムを通して知財活動を進める上で不足していた資源として、外部の知財専門家の存在、プログラム関係者の知財に関する知識・スキルを挙げていた。その一方で、多くの終了評価地域が、プログラムにおいて効果的であった点として、アドバイザーの支援、委員会における委員等の意見を挙げており、不足する知財や事業に関する専門家や専門知識のサポートとしてプログラムが一定の効果を上げていたことが認められた。

また、知財予算については、先行技術調査・特許動向調査に一定の比率で予算配分している地域が多かった。一方で、他者権利侵害予防調査・抵触判断に知財予算を十分に配分できておらず終了評価時においても事業の進展とともに実施すべき他者権利侵害予防調査・抵触判断が十分に実施できていないと評価された地域がいくつか見受けられた。コア技術の開発の進捗とともに国内・海外の出願・権利化、先行技術調査・動向調査が重要となってくるが、事業の方向性・安全性の確認のためには他者権利侵害予防調査は重要なプロセスであり、適切な予算配分が求められる。

いずれの終了評価地域も、発明発掘、権利化については研究者が積極的に関与しつつ、研究者依存とならずに事業プロデュースチームや大学知財関係者がサポートする体制ができていたものと評価できる。また、いずれの終了評価地域も、知財方針・戦略の策定、ライセンス先の導出については、事業プロデュースを中心とした事業プロデュースチームが積極的に関与していることが見受けられる。

出口目標達成に向けての懸念点として主として挙げられた点が知財予算及び知財人材の確保であった。知財予算の確保は、有能な知財人材確保にも繋がってくる。また、ノウハウを扱う地域においてはノウハウ管理が挙げられていた。コア技術をノウハウで保護する知的財産戦略を軸とした地域においては、ノウハウの取り扱いに精通した知財人材の確保と、ノウハウ管理体制の早急な構築が求められる。

ウ. まとめ

プログラムに係る事業（以下、エコシステム事業という）を推進していく中で知的財産戦略は中核をなす戦略の一つである。知的財産戦略を適切に策定し、推進していくことで、エコシステム事業の核心部分となるシーズを適切に保護しつつ、実用化技術を確立して、コア技術及び実用化技術が知的財産権又は秘密管理（所謂ノウハウ）によって保護された中で安全に実用化を図ることができる。また、知的財産権又はノウハウにより保護されることで他者との差別化を図り収益性を高めることができる。さらに、知的財産権又はノウハウによってコントロールすることで対象地域において計画されるエコシステム事業の枠組みを健全に運営することができ、これにより地域及び当該地域における大学の研究開発への資金の循環を図り、さらなる技術の発展、ひいては地域の活性化につなげることが

可能となる。

ここで、エコシステム事業を推進していくための知的財産戦略においてポイントとなる点について改めて複数挙げ、本調査において全体を通して特徴的だった点、エコシステム事業を推進していく上でケアしていくべき点について論ずる。

① コア技術を保護する特許（または特許出願）

コア技術を活用してエコシステム事業を推進していくためには、コア技術が他者の特許を侵害しない、コア技術が他者に実施されない、コア技術の代替技術によって他者に回避されないことが最も重要なポイントである。ここで、コア技術が他者に実施されない方法としてはノウハウとして保護する方法もあるが、ノウハウについては後述するとして特許によって保護することを主眼としてここでは述べる。

中間評価対象地域や終了評価地域では、ノウハウによる保護を中心とする知財戦略を立てている事業化プロジェクトを除いて、少なくとも国内においてはコア技術を保護するための特許を取得し、または、取得に至らないまでも特許出願をしていると評価できる状態であった。

なお、出口目標に到達する時期も見据えて今後は、コア技術に係る特許の権利満了後において、コア技術をいかに周辺・応用技術も含めて保護していくかの検討も重要となる。また、事業化を進め、市場が成長していく中で、競業他者による技術開発、他者の市場参入の可能性もある。自身のコア技術自体の保護に留まらず、代替技術の検討も進め、必要に応じて権利化を図り、パテントポートフォリオの構築を進めることも必要と考えられる。

② コア技術を保護するノウハウ

コア技術を保護する手段としては特許以外にノウハウが考えられる。事業の対象が物であり、リバースエンジニアリングが可能な場合には対象外となる。また、医薬などは承認審査のプロセスで技術内容が明らかになってしまうため、同様に対象外となる。ノウハウでコア技術を保護し得るケースとしては、コア技術が分析困難な素材等であるケース、コア技術が製造技術であるケース、ソフトウェアに関する技術であって、利用方法や技術的な制限により保護可能なケース、保有するデータ群によるデータベースに価値があるケースなどが挙げられる。また、仮にこのようなケースであったとしても、技術開発のスピードが速い分野においては、ノウハウが秘匿されていても他者も追従してしまい差別化を図ることができなくなってしまうため、事実上ノウハウによってコア技術を保護することができない。このようにノウハウでコア技術を保護するためには、コア技術がどのような性質の技術であるか、開発スピードがどの程度であるかを評価する必要がある。

上記のようなケースに該当してもエコシステム事業の性質上ノウハウで保護し得ないケースもありうる。例えば、コア技術が製造技術であって他者へのライセンスや生産委託によってエコシステム事業が成り立つケースである。このようなケースでは、他者にノウハウを開示する必要性が生じやすく、ノウハウによって保護しにくくなる。特に、海外進出を検討しているケースではより注意が必要である。

また、ノウハウによりコア技術を保護する場合には、ノウハウの秘密管理の状態も重要である。しかしながら、評価に際して、ノウハウの性質上、どのように秘密管理されているかについて明ら

かになっているケースは少なく、また、客観的な評価が可能な程度まで情報が開示されるケースは少ない。ノウハウで保護する場合の秘密管理体制を評価することも知財戦略を評価する上で重要であり、現実的な範囲において評価手法を確立していく必要がある。また、終了評価を通して、研究者の流出によるノウハウの流出の懸念が一部で示された。ノウハウ自体の秘密管理とともに、ノウハウに係る人の管理、契約に基づく秘密保持や、秘密保持に関する教育もノウハウの秘密管理の重要なポイントとなる。

なお、エコシステム事業に関係する技術のすべてをノウハウで保護することは事実上難しく、このためオープン戦略とクローズ戦略とを併用してクローズ戦略の部分においてノウハウ保護の手段を適用することも考えられる。この場合には、エコシステム事業の枠組みとの関係でどこにクローズ戦略を適用していくかも重要となる。

③ 周辺技術を保護する特許及びノウハウ

実際の事業においては、分野による違いがあるものの、いずれの分野においてもコア技術を保護するだけでは不十分である。例えば、所望の性能を実現し得る基板材料を発見することができて、当該基板材料を基板上に実装するための技術、実装基板を評価する技術、実装基板を制御する技術なども、実際に実装基板の性能を生かすために必要になってくる。このような周辺技術が確立できたとしても、他者が模倣し、あるいは、他者が権利を取得してしまうことで事実上エコシステム事業が実現できなくなってしまうことも考えられる。また、特許によってコア技術を保護する場合、特許の権利が満了してしまうと保護する特許がなくなってしまう他者の追従を許すことになってしまう。このように事業を具体的に推進していくため、また、長期的に事業を推進していくためには、周辺技術の保護も重要である。コア技術に関する技術開発が優先事項であるものの、ロードマップにおいてどの時期にどのような周辺技術を開発し、保護を図るかについてより詳細な検討が望まれる。

④ 外国出願戦略

エコシステム事業において主たる市場が外国に存在している場合には、対象となる外国において上記①～③を推進していく必要がある。また、市場が日本に存在している場合にも、エコシステム事業の成果を最大化するためには外国の市場に目を向ける必要があり、その場合にも販売地、生産地において上記①～③を推進していく必要がある。本年度終了評価地域については比較的外国での権利化が進められているケースが多かったが、過去の年度も含めてみると、外国の市場が念頭におかれていたとしても、日本における特許取得は実現されているものの対象となる外国における特許取得がなされておらず、優先期間が経過しているケースは多い。これは一つにはコア技術開発の初期において外国での事業推進まで想定しきれていないことが考えられるが、もう一つとしては資金が十分とはいえず外国出願まで資金を分配することができていないことも要因と考えられる。実際に今年度終了評価を実施した一部の地域でも外国出願の資金が不足していたとの回答があった。一方、他の地域ではプログラムの支援を有効に外国出願に適用することで、当初から外国での権利化が進められたという意見も挙げられた。

技術開発が進み、外国での事業展開を行う際に、過去に断念した外国での権利化が足かせになっ

てしまうようでは、エコシステム事業が成立してなくなってしまう。このため、エコシステム事業の初期段階から、外国出願、権利化も必要な項目の一つとして予算化すること、そのための資金獲得手段を検討していくことも重要である。なお、通常日本で出願した後、外国出願する際の優先期間は1年であるが、PCT出願を活用することで、出願から移行期限までの30か月を有効に活用してその間に資金調達を図り、外国での権利化における資金面でのハードルをクリアすることも一案である。

⑤ 特許の権利関係

仮にコア技術や周辺技術を保護する特許が十分に存在していたとしても、コア技術や周辺技術が他者の権利範囲だった場合、または、特許権やノウハウの保有が共有になっている場合には、エコシステム事業を実現する上で障壁となりうるため注意が必要である。他者の権利だった場合には、権利の譲渡を受ける、または、権利に関する実施許諾を受けないと、コア技術に関する実施ができず、エコシステム事業を推進することができなくなってしまう。また、仮に許諾を受けたとしても実施料収入を払い続けることとなり、当初予定していたエコシステム事業が成立しなくなってしまうことも考えられる。また、権利が共有となっている場合には、エコシステム事業における生産や販売を担う企業にライセンスしようとしても共有者の同意が得られずにライセンスアウトや譲渡が実現できなくなってしまう可能性がある。過去の年度も含めて全般的な傾向として、大学以外の企業が共有権利者になっているケースが多く見受けられる。共有権利者である企業が、エコシステム事業において、当該権利で保護される技術を活用したプレーヤを担う場合には問題がないが、他の企業が想定される場合、複数の企業によって活用する場合には障壁となる可能性がある。また、エコシステム事業を推進していく中で協力する企業の見直しが必要となったとしても、適切な見直しを行うことができなくなってしまう可能性がある。一方で、コア技術の開発初期においては、開発を加速するためにも企業の組織力、技術力、資金力の支援を受けることが一つのキーとなることが多い。このような背景からプログラム地域で挙げられる特許の権利が他者と共有であったり、他者が単独で保有していたりするケースが多いものと考えられる。

特許を取得する際に共有することに合理的理由がある場合にも、エコシステム事業推進のロードマップにおいて障害とならないかどうか、事後的に適切な権利関係の調整が行えるかどうか等の検討を行っていくことが必要である。

⑥ 契約関係

上記⑤のとおり権利の譲渡やライセンスアウトがエコシステム事業の方針に従って実現したとしても適切な契約関係のもと、その対価を得られなければエコシステム事業が成立しなくなってしまう。具体的な契約関係における懸念点としては、対価の具体的な額、回収方法やタイミングの他、今後複数のプレーヤに許諾して複数の事業に展開していくところ、独占的な許諾契約になっていないか、共同研究先がフォアグラウンド知財を取得するような契約になっていて実質的に個社支援のような形になってしまっていないかなどが挙げられる。このため、どのような契約を関係団体と締結し歩調を合わせてエコシステム事業を推進しているのかチェックしていくことも重要である。

⑦ 他者動向

研究開発を進め、研究開発の成果に基づいてエコシステム事業を安全に推進し拡大していくにあたって、他者動向を把握することは重要である。プログラムの初期段階では、研究開発を進める技術分野における技術水準を把握し研究開発の方向性を決める道しるべになるとともに、将来の競合となりうる他者、障害となりうる知財網を把握することができる。研究開発結果に基づく製品やサービスの開発の具体的な方向性が明らかとなるプログラムの中期段階では、開発している製品やサービスの障害となる具体的な特許等知財権を把握することで、開発している製品やサービスに基づくエコシステム事業のリスクを把握し、時に方針転換や設計変更の具体的契機とすることができる。また、ライセンスアウト・事業移転などを行うプログラムの終期～出口においては、当該事業の具体的な価値評価の基準となるとともに、次の研究開発方針、事業展開への道しるべになる。それぞれの時期、目的によって他者動向の調査の内容は異なるが、面で把握するための特許マップの作成、権利化可能性を把握するための先行技術調査、侵害予防のためのクリアランス調査などが、各時期において適切に行われることが望ましい。これはコア技術をノウハウで保護する方針の場合でも同様で、むしろノウハウで保護しきれないかどうかは他者との相対的な知財力に係るところがあり、ノウハウで保護する方針であればこそ他者動向を把握する調査を適切に行っていく必要がある。

評価対象のいくつかの対象地域において、不足していると評価された項目として挙げられたのが、侵害予防調査も含めた他者動向に係る調査である。他者動向の調査は出願・権利化と同等またはそれ以上に費用や工数が必要とされる作業である。他者動向の調査に予算をどの程度割り当てられるかは、各プログラム地域の事情、当初計画した予算配分によっても異なり、予算配分の不足は他者動向調査が不十分であることの要因であると考えられる。エコシステム事業のロードマップとともに、いつ、どのような方法で、どのようなレベルで他者動向を把握する調査を行うかを予め定め、必要な時期に必要な調査が行えるように適切な予算配分を行うことが重要である。

また、特に、全体として不足がちであったのが、外国における他者動向に関する調査である。外国における他者動向に関する調査は、日本国内で同等の調査を行うよりも費用がかかってしまうため消極的になりやすい。また、外国に実際に進出するかがプログラムの初期段階で確定していないケースもあり、その場合には後手に回ってしまう傾向が見受けられる。このため、エコシステム事業において外国市場がキーポイントとなるケースにおいては、外国での他者動向を把握する調査を計画段階から決めておくことが望ましい。

⑧ 知財人材

プログラムを通して、国内外の権利化、ノウハウ管理、知財のライセンス先・譲渡先の探索・選定、ライセンス等の契約交渉、動向調査・侵害予防調査等の知財に係る調査、知財方針や知財戦略の立案など、知財に係る様々な活動において、事業プロデューサーチームにおける事業プロデューサーや知財担当者などが貢献していることが窺えた。また、プログラムを通してアドバイザーの支援や委員会の委員等からの意見が有効であったとの声が多く認められた。言い換えれば、事業プロデューサーチームの人材による貢献、アドバイザーや委員会の支援などが無い状態ではプログラムに係る知財活動が十分に行えなかった可能性もあると考えられる。

また、終了評価地域から、支援終了後出口目標達成までの懸念点として挙げられていた点が、上記終了評価でも記載したとおり、知財人材の確保、関係者の知財に関する知識・スキルである。事業化に向けて必要な知財スキルを持った人材の確保、特に継続的に人材を確保することの難しさを多くの地域が指摘している。ある地域では、戦略的に特許網を構築するたのに必要な人材の確保について懸念が示された。このような人材を外部委託によって確保することも可能であるが、そのためには資金が必要であるとの声もあった。また、他の地域では、知財をマネタイズする人材について懸念が示された。ライセンス先を見つけてきたとしても適切なライセンス先でなければ、むしろ知財が塩漬けになってしまうという声もあった。また、他の地域では、今後ノウハウを管理するための人材が必要であるとの懸念が示された。さらに、コア技術を開発する研究者においても、知財に関する知識・意識の向上が必要であるとの声もあった。

エコシステムを形成していく上では、このような知財人材を育成、定着していくことも成功に向けたキーワードの一つであると考えられる。

以上

本報告書は、文部科学省の令和3年度産学官連携支援事業委託事業による委託業務として、
【特許業務法人 志賀国際特許事務所】が実施した令和3年度「コア技術等からインパクトある事業化を果たすための知的財産戦略のあり方に関する調査」の成果を取りまとめたものです。